久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　青木　信智

久喜市条例第３７号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年久喜市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年久喜市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準

用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。